

## ○国見町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(平成 28 年 3 月 31 日教育委員会告示第 1 号)

### (目的)

第 1 条 この告示は、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級へ就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について一部を補助することとし、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする。

### (支給対象)

第 2 条 奨励費の支給を受けることができる者は、町内に住所を有し、町内の公立小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者とし、次に掲げる者を除くものとする。ただし、第 3 号の規定するものであっても、一部の費目については支給対象とする

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条による教育扶助が行われている児童等の保護者
  - (2) 国見町要保護準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成 19 年教委訓令第 2 号。以下「援助費支給要綱」という。)に基づき就学援助費が支給されている児童等の保護者
  - (3) 世帯の前年の収入額(以下「収入額」という。)が、平成 26 年 4 月 1 日付け 26 文科初第 27 号による特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領により測定した世帯の需要額(以下「需要額」という。)の 2.5 倍以上の者
- 2 町内に住所を有し、町外の公立小学校若しくは中学校に就学する児童等については、国見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)と関係市区町村とが協議を行い、必要と認める場合は、当該児童等の保護者に奨励費を支給することができるものとする。

### (就学奨励費の費目及び支給額)

第 3 条 就学奨励費の費目及び支給額は、毎年度国が定める額の範囲内で予算に定める額とし、別表に掲げる支給対象者の区分に応じて支給するものとする。

### (認定の期間)

第 4 条 就学奨励費を受けることができる期間(以下「認定期間」という。)は、年度当初の申請にあつては 4 月 1 日から認定したものとし、当該年度の 3 月末日までとする。

ただし、教育委員会が定める日以降の申請にかかる認定については、前項の規定にかかわらず、月の初日から 15 日までの申請は、その月から、16 日から月末までの申請は、その翌月からとする。

### (申請)

第 5 条 奨励費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、年度ごとに特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第 1 号)を児童生徒の在籍する学校長(以下「校長」という。)を経由して、教育委員会が定める日までに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給を辞退する場合は、教育委員会に特別支援教育就学奨励費受給資格辞退届(様式第2号)を提出するものとする。

(支弁区分の決定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、世帯情報及び所得情報により審査を行い、支弁区分を決定し、校長を経由して、特別支援教育就学奨励費支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、支弁区分は、収入額が必要額の1.5倍未満の者を第I区分、1.5倍以上2.5倍未満の者を第II区分、2.5倍以上の者を第III区分とする。

(支給の時期)

第7条 奨励費の支給時期については、校長を通して、年間3回に分けて学期末に支給する。

(支給決定の取消)

第8条 奨励費の支給期間内において、支給を受けている者が次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は奨励費の支給の決定を取り消し、又は既に支給した奨励費の全額若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 支給を受けている者が支給を辞退したとき。
- (2) 児童等が学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当しなくなったとき。
- (3) 児童等が特別支援学級に在籍しなくなったとき。
- (4) 生活保護法による教育扶助の受給者となったとき。
- (5) 援助費支給要綱による就学援助費の受給者となったとき。
- (6) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき。
- (7) その他教育委員会が奨励費の支給決定の取消しが必要と認めたとき。

2 奨励費の認定期間内でその支給の決定を取り消したときは、その日が月の初日から15日までの間に当たるときは当月分から、16日から月の末日までの間に当たるときはその翌月分からの支給を取り消すものとする。

(個人別支給台帳の作成及び保管)

第9条 校長は当該児童生徒に係る個人別支給台帳(様式第4号)を作成し保管するものとする。

2 校長は学期ごとの給付完了後速やかに、前項に定める個人別支給台帳を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

(報告)

第10条 校長は、奨励費の支給に係る事項に異動が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

支給対象者の区分	区分の基準	奨励費の内容
第I区分	収入額が必要額の1.5倍未満	学校給食費

<p>第Ⅱ区分</p>	<p>収入額が必要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満</p>	<p>通学に要する交通費  職場実習に要する交通費  交流及び共同学習に要する交通費  修学旅行費  校外活動等参加費  学用品・通学用品購入費  新入学児童生徒学用品・通学用品  購入費</p>
<p>第Ⅲ区分</p>	<p>収入額が必要額の 2.5 倍以上</p>	<p>通学に要する交通費  職場実習に要する交通費  交流及び共同学習に要する交通費</p>